

「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」利用規定

1. 適用範囲

- (1) 「ペイジー・口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）若しくは当該収納機関から収納の受付の委託を受けた事業者の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行がキャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記 3. (1) の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替契約受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスは、カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができます。
- (4) 尚、本サービスは、当行所定の、本サービスに対応したカードのみ利用できるとします。

2. 利用方法等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、預金者は収納機関または取扱窓口に設置された本サービスに係わる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読取らせ、第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号等の必要事項を入力することとします。
- (2) 本サービスの取扱い時間は、当行が定めた利用時間内とします。但し、収納機関における利用時間の変動等があった場合には、これを変更する場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 取扱窓口に於いて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けられないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 本規定に反した利用をしようとした場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している等の事由により、端末機で当該カードを読みとれない場合

3. 預金口座振替契約等

- (1) 前記 2. (1) により暗証番号等の必要事項の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関の間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で下記第 1 号乃至第 4 号の内容を含む契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。
 - ① 当行は、収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しのうえ収納機関に支払うことができるものとします。
 - ② 当行は、当座勘定規定または普通預金規定に拘らず、小切手の振出しまたは預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行うことができるものとします。
 - ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に於いて請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
 - ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うことができるものとします。
- (2) 預金者は、本サービスの利用にあたっては、事前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認すると共に、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡することとします。
- (3) 本サービスによる預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ書面による所定の手続きにより届出るものとします。尚、この届出がないまま長期間に亘り収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があると当行が判断する場合は、当行は当該契約が終了したものと取扱うことができるものとします。

4. 本サービスの利用を停止する場合

- (1) 預金者は、本サービスの利用を停止する際には、当行所定の方式により書面にて当行国内本支店へ申し出ることにより、これを停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに当該預金者のカードによって本サービスを利用することができないよう措置を講じます。当行はこの申し出の前に生じた預金者の損害については、一切の責任を負いません。
- (2) 前項による本サービス利用停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記 3. (3) によらない契約の終了・解除はなされません。
- (3) 利用停止後に再度利用を希望する場合は、当行所定の方式により書面にて当行国内本支店へ申し出ることにより、利用できます。

5. 免責事項

- (1) 次の各号の事由により預金口座振替契約履行の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ①災害、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - ②当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘わらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた時
 - ③収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替依頼の受付をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとします。

6. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

7. 規定の準用

本サービスの利用にあたっては、この規定の他、カード規定、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定書、銀行取引約定書等によるものとします。尚、この規定が、他の規定等の定めと競合する場合には、この規定の定めが優先するものとします。

以 上